

# 建設リサイクル法の 対象となる建設工事では 届出が必要です！

建設リサイクル法の対象となる工事は次のとおりです。

(1) 次の**特定建設資材**が使われている構造物で、

- ・コンクリート
- ・コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の**規模以上**の工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替え等工事(リフォーム等)	請負金額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負金額 500万円以上

発注者及び自主施工者に対して、  
都道府県等への**届出が義務付け**られています。

**工事に着手する7日前までに**届け出る必要があります。

詳細は国土交通省リサイクルホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>